

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和4年10月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	67 トン	44 トン
		110 トン	67 トン	43 トン
3	クリーム	53 トン	44 トン	9 トン
		43 トン	41 トン	2 トン
4	粉乳類	39,597 トン	11,057 トン	28,540 トン
		32,077 トン	9,873 トン	22,204 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	473 トン	2,067 トン
		2,537 トン	473 トン	2,064 トン
6	加糖れん乳	354 トン	18 トン	336 トン
		254 トン	18 トン	236 トン
7	ヨーグルト	13 トン	10 トン	3 トン
		13 トン	10 トン	3 トン
8	バターミルク	17 トン	10 トン	7 トン
		17 トン	10 トン	7 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	29,573 トン	23,351 トン
		39,833 トン	24,706 トン	15,127 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	3,234 トン	9,421 トン
		9,577 トン	2,089 トン	7,488 トン
11	バター	22,803 トン	4,914 トン	17,889 トン
		19,998 トン	4,570 トン	15,428 トン
12	豆類	80,402 トン	49,610 トン	30,792 トン
		32,815 トン	25,514 トン	7,301 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	3,029,338 トン	2,518,374 トン
		4,396,456 トン	2,796,081 トン	1,600,375 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	752,300 トン	474,796 トン
		226,552 トン	117,022 トン	109,530 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	376,531 トン	330,436 トン
		706,467 トン	376,531 トン	329,936 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	1,515 トン	2,247 トン
		3,603 トン	1,371 トン	2,232 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	6,747 トン	3,761 トン
		8,752 トン	6,639 トン	2,113 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	80,912 トン	83,434 トン
		163,917 トン	80,912 トン	83,005 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	9,579 トン	9,827 トン
		2,312 トン	666 トン	1,646 トン
19	その他のでん粉	1,496 トン	896 トン	600 トン
		1,308 トン	896 トン	412 トン
20	イヌリン	2,774 トン	1,482 トン	1,292 トン
		72 トン	23 トン	49 トン
21	落花生	33,564 トン	21,051 トン	12,513 トン
		20,641 トン	10,239 トン	10,402 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	144 トン	12 トン
		156 トン	144 トン	12 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	2,531 トン	7,508 トン
		4,838 トン	526 トン	4,312 トン
24	でん粉調製品	287 トン	253 トン	34 トン
		279 トン	238 トン	41 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	1,547 トン	3,423 トン
		2,577 トン	722 トン	1,855 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	6,427 トン	12,566 トン
		2,264 トン	958 トン	1,306 トン
28	繭	4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
		4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
29	生糸	260 トン	122 トン	138 トン
		260 トン	122 トン	138 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。